

■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)は以下の表のとおりです。月の初日から末日までを1ヶ月として計算します。

所得区分		自己負担限度額 (1医療機関、1ヶ月あたり)	
			4回目以降(※1)
(ア)	901万円超(※2)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
(イ)	600万円超から 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
(ウ)	210万円超から 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
(エ)	210万円以下	57,600円	44,400円
(オ)	住民税非課税(※3)	35,400円	24,600円

※1 過去12ヶ月以内に自己負担限度額に到達した月が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。

※2 世帯の中で住民税の未申告者がいると「所得区分ア」の適用になります。

※3 同じ世帯の全員が住民税非課税の場合に、住民税非課税世帯となります。

■入院して食事療養の給付を受けるときは、下表の金額を自己負担し、残りは国保が負担します。

入院時の食事代(1食あたりの額)は以下の表のとおりです。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
(ア)~(エ)		490円	510円
(オ) 住民税 非課税世帯	90日までの入院	230円	240円
	90日を超える入院(過去 12ヶ月の入院日数)(※1)	180円	190円

※ 指定難病患者等は280円(令和7年4月1日からは300円)です。

※1 医療保険課で長期入院の申請をすることにより、食事代がさらに減額になります。申請月の翌月から有効となります。